

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局道路部道路維持課】 4
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 5

◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定障害福祉サービス事業及び指定一般相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 16

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 19

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、到津の森ふれあい動物園及び到津の森遊具広場に関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和3年5月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第15号）付則第1項第1号に掲げる改正規定の施行期日は、令和3年5月1日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第26号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第15号）付則第1項第3号に掲げる改正規定の施行期日は、令和3年5月5日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

到津の森ふれあい動物園	午前9時から 午後5時まで	を
ひびき動物ワールド	午前9時から 午後5時まで	
」		
ひびき動物ワールド	午前9時から 午後5時まで	に、
」		
森の家	午前9時から 午後5時まで	を
到津の森遊具広場	午前9時から 午後5時まで	
」		
森の家	午前9時から 午後5時まで	に
」		

改める。

付 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

北九州市告示第185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（併設型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
木花 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	合同会社この花みのりの里 代表社員 志水敏子 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	身体障害者及び知的障害者	4016600571

(2) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
蓮華 北九州市小倉北区南丘一丁目15番25-101号	株式会社King 代表取締役 森中良樹 北九州市小倉南区星和台二丁目2番9号コート守恒1階	知的障害者及び精神障害者	4027800152

(3) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ハビー小倉教室 北九州市小倉北	ウェルビー株式会社 代表取締役 大田 誠	重症心身障害児以外	4057800049

区浅野二丁目1 7番1号畠中ビル5階	東京都中央区銀座二丁目 3番6号		
千歳学園プリモ 徳力校 北九州市小倉南 区徳力五丁目1 0番9号神理教 明星会館内1F	株式会社 i Q 代表取締役 彦田貴志 北九州市小倉南区中曾根 東三丁目6番6号	重症心身障 害児以外	4057700058
ばんびーにやは たひがし 北九州市八幡東 区春の町四丁目 1番4号	NPO法人子どもの発達 ・学習を支援するリハビ リテーション研究所 理事長 高橋昭彦 北九州市小倉南区中曾根 東二丁目13番28-1 02号	重症心身障 害児以外	4056600069

(4) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設 の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
千歳学園プリモ 徳力校 北九州市小倉南 区徳力五丁目1 0番9号神理教 明星会館内1F	株式会社 i Q 代表取締役 彦田貴志 北九州市小倉南区中曾根 東三丁目6番6号	重症心身障 害児以外	4057700058
あぷれんどやは たひがし 北九州市八幡東 区春の町四丁目 1番4号	NPO法人子どもの発達 ・学習を支援するリハビ リテーション研究所 理事長 高橋昭彦 北九州市小倉南区中曾根 東二丁目13番28-1 02号	重症心身障 害児以外	4056600069

2 指定年月日

令和2年12月1日

北九州市告示第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の25第2項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定一般相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
アースサポート 北九州 北九州市八幡西区永犬丸四丁目6番30号	アースサポート株式会社 代表取締役 森山典明 東京都渋谷区本町一丁目4番14号	特定無し	4016700116
ヘルパーステーションあや 北九州市八幡西区椋枝一丁目1番15号	有限会社フミダス 取締役 植木文子 北九州市八幡西区椋枝一丁目1番15号	特定無し	4016700231

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
アースサポート 北九州 北九州市八幡西区永犬丸四丁目6番30号	アースサポート株式会社 代表取締役 森山典明 東京都渋谷区本町一丁目4番14号	特定無し	4016700116

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設	事業所又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
有限会社九州ライフケア 北九州市小倉南区中曽根新町3番5号	有限会社九州ライフケア 取締役 荒川俊也 北九州市小倉南区中曽根五丁目11番18号	特定無し	4017700362

(4) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
夢つむぎ相談支援センター 北九州市小倉北区黄金二丁目4番8号	特定非営利活動法人夢つむぎ 理事長 高田 猛 北九州市小倉北区黄金二丁目4番8号	特定無し	4037800101

(5) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
夢つむぎ相談支援センター 北九州市小倉北区黄金二丁目4番8号	特定非営利活動法人夢つむぎ 理事長 高田 猛 北九州市小倉北区黄金二丁目4番8号	特定無し	4037800101

2 廃止年月日

令和2年11月30日

北九州市公告第290号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容	購入品目及び数量	投票用紙分類機 10式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和3年6月18日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和3年5月13日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和3年5月19日から同月21日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月24日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年5月24日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1	北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2	この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。	
注3	北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。	

北九州市公告第291号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

輸送車 3台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和4年3月18日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和3年6月10日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和3年5月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和3年5月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和3年5月28日から同年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和3年6月9日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和3年6月10日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
- Purchase of Transport vehicle
- Quantity: 3 units
- (2) Deadline for the submission of tender
- For tenders via the electronic bidding system:
- 2:00p.m., June 10, 2021
- For tenders submitted by mail:
- 5:00p.m., June 9, 2021
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 292 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和 3 年度モバイル端末等の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日まで（契約締結の日から令和 3 年 9 月 30 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は同年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 60 箇月とする。）

(4) 履行場所 市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年 5 月 2 0 日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律 第 1 7 8 条) に規定する休日 (以下「日曜日等」という。)) を除く。) までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

イ 日時 この公告の日から令和 3 年 6 月 1 0 日まで (日曜日等を除く。
) の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時
 3 0 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
小倉北区役所庁舎西棟 3 階 3 0 4 会議室

イ 日時 令和 3 年 5 月 2 8 日午前 1 0 時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 3 年 5 月 2 0 日午後 5 時まで (日曜日等を除く。) に競争参加の申出書を北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 3 年 5 月 2 0 日の午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第 3 号アの場所

イ 日時 令和 3 年 6 月 1 0 日午前 1 0 時

ウ 郵送による場合の入札書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 3 年 6 月 9 日の午後 5 時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of Computers and the related equipment for
Intranet of Kitakyushu city office

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m June 10, 2021

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m June 9, 2021

(4) For further information, please contact:

Digital City Hall Promotion Division,

Digital City Hall Promotion Office,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-161	株式会社永和	宮原純彦	北九州市八幡西 区折尾四丁目8 番1号	令和3年4 月30日
F-210	有限会社ニチリ ン	崎野英樹	福岡県田川郡大 任町大字任原1 364番地	令和3年4 月30日